

産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会について（案）

平成 25 年 3 月 7 日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

1. 液化石油ガス小委員会について

1) 液化石油ガス小委員会の設置

平成 24 年 9 月 19 日の組織改編に伴い、産業構造審議会に産業保安について審議を行う「保安分科会」が設置された。

また、産業構造審議会運営規程第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 11 月 6 日に開催された第 1 回保安分科会において、当該分科会の下部組織として「液化石油ガス小委員会」が設置された。

2) 所掌事務

ＬＰガス保安については、これまで、国及びＬＰガス事業者のたゆまぬ努力の結果、重大事故については着実に改善が見られ、事故件数・死傷者数の低減が実現された。しかし、未だ重大な事故の撲滅には至っておらず、ＬＰガス事業の安全・安心に対する社会の要求はますます高まっている。

このため、液化石油ガス小委員会において、今後の液化石油ガスの保安のあり方について審議を行う。

3) 委員長の指名

産業構造審議会運営規程第 13 条第 3 項の規定に基づき、保安分科会長により、液化石油ガス小委員会委員長として、橘川武郎委員（国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授）が指名された。

2. 当面の検討課題について

- ・ 液化石油ガス販売事業者等が講ずべき保安対策等として経済産業省が毎年度提示する「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」について、取組状況を踏まえ、次年度の同指針について審議を行う。また、取組状況の確認、その共有等保安対策指針の実効性を高める方策について検討を行う。
- ・ 液化石油ガス販売事業者等に係る年間の事故報告を集計し、要因分析を行った結果について、審議を行う。
- ・ 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の実施状況等自然災害への対応について審議を行う。
- ・ ＬＰガスの保安施策について検討を行うとともに、関係法令の制定・改廃等に関する審議を行う。